

香取広域市町村圏事務組合格約

昭和46年 9 月 3 日

千葉県指令第1984号

改正 昭和47年 3 月 28日千葉県指令第998号

昭和53年 5 月 1 日千葉県指令第1291号

昭和61年 2 月 20日千葉県指令第630号の 7

平成 7 年 1 月 20日

平成18年 3 月 23日千葉縣市指令第86号

平成19年 3 月 29日千葉縣市指令第91号

平成20年 3 月 31日千葉縣市指令第6463号

平成21年 3 月 27日千葉縣市指令第2790号

平成22年 1 月 28日千葉縣市指令第2098号

平成22年10月12日千葉縣市指令第1380号

平成24年 3 月 29日千葉縣市指令第3615号

平成27年12月 1 日千葉縣市指令第2057号

令和 3 年 1 月 19日千葉縣市指令第2366号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この組合は、香取広域市町村圏（以下「市町村圏」という。）の振興整備に関する事務及びその他の事務を共同処理し、香取郡市の均衡ある発展を期することを目的とする。

(名称)

第 2 条 この組合は、香取広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）という。

(構成市町)

第 3 条 組合は、香取市、神崎町、多古町及び東庄町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第 4 条 組合の共同処理する事務は次の各号に掲げる事務とし、組合は別表左欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる市町の当該事務

を共同処理する。

- (1) 市町村圏の振興整備に関する計画の策定及びその実施のための連絡調整に関すること。
- (2) 関係市町職員の共同採用試験に関すること。
- (3) 関係市町職員の共同研修に関すること。
- (4) 不燃性廃棄物（容器包装廃棄物を含む。）処理施設の設置、管理及び運営に関すること。
- (5) 一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関すること。
- (6) 可燃性廃棄物処理施設の設置、管理及び運営に関すること。
- (7) し尿の収集並びに処理施設の設置、管理及び運営に関すること。
- (8) 火葬場の設置、管理及び運営に関すること。
- (9) 消防業務に関すること。
- (10) 可燃性廃棄物の収集に関すること。
- (11) 不燃性廃棄物（容器包装廃棄物を含む。）の収集に関すること。

（事務所の位置）

第5条 組合の事務所は、千葉県香取市に置く。

第2章 議会

（議会の組織及び議員の選出方法）

第6条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は15人とし、その選出区分は次のとおりとする。

香取市7人

神崎町2人

多古町3人

東庄町3人

2 組合議員は、関係市町の議会の議長及び関係市町の議会の議員のうちから選挙された者をもって充てる。

（組合議員の任期）

第7条 組合議員の任期は、関係市町の議会の議員の任期によるものとする。

ただし、関係市町の議会の議長にあっては、当該議長の職にある期間とする。

2 組合議員が関係市町の議会の議員の職を失ったときは、その職を失う。

- 3 組合議員が欠けたときは、欠員を生じた関係市町において直ちに補欠選挙を行わなければならない。

(議長及び副議長)

第7条の2 組合の議会に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、組合議員のうちから組合の議会において選挙する。
- 3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期によるものとする。ただし再任されることができる。

第3章 執行機関

(執行機関の組織)

第8条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者を置く。

- 2 副管理者の定数は、3人とする。
- 3 管理者は、関係市町の長の互選によって定め、副管理者は、管理者以外の関係市町の長の職にある者をもって充てる。
- 4 会計管理者は、関係市町の会計管理者のうちから管理者が命ずる。
- 5 第1項に定める者を除くほか、組合に職員を置く。
- 6 前項の職員は、管理者がこれを任免する。ただし、消防機関の職員については、消防長は管理者が任免し、消防長以外の職員は管理者の承認を得て消防長が任免する。
- 7 第5項の職員の定数は、条例でこれを定める。

(管理者等の任期)

第9条 管理者及び副管理者の任期は、2年とする。ただし再任されることができる。

- 2 管理者及び副管理者が市町長の職を失ったときは、管理者又は副管理者はその職を失う。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、組合議員のうちから1人、識見を有する者のうちから1人を選出し、管理者が組合の議会の同意を得て選任する。
- 3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者にあつては、当該組合議員の任期によるものとし、識見を有する者にあつては2年とする。た

だし、後任者が選任されるまでの間はその職務を行うことができる。

第4章 経費の負担等

(組合の経費の支弁方法)

第11条 組合の経費は、関係市町の負担する負担金、国庫支出金、県支出金、その他の補助金、借入金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項に規定する関係市町の負担金の負担割合は、別に条例で定める。

附 則

1 この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。

2 この規約により初めて行う組合の議会は、佐原市長が招集する。

3 昭和46年度の経費にかかる関係市町の経費の負担割合に関しては、第11条第2項に定める別表中備考に定める事項については、「人口割に用いる人口は、昭和46年5月1日における住民基本台帳記録人口による」と読みかえるものとする。

附 則 (昭和47年3月28日千葉県指令第998号)

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (昭和53年5月1日千葉県指令第1291号)

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (昭和61年2月20日千葉県指令第630号の7)

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成7年1月20日)

この規約は、関係市町の協議が整った日から施行する。

附 則 (平成18年3月23日千葉県市指令第86号)

1 この規約は、平成18年3月27日から施行する。

2 この規約の施行の日の前日において現に組合議員であった者の任期は、改正前の第7条の規定にかかわらず、平成18年3月26日までとする。

附 則 (平成19年3月29日千葉県市指令第91号)

(施行期日)

1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

(事務の承継)

2 組合は、この規約の施行の日の前日をもって解散する北総西部衛生組合

の事務を承継する。

附 則（平成20年3月31日千葉県市指令第6463号）

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日千葉県市指令第2790号）

（施行期日）

1 この規約は、平成21年4月1日から施行する。

（事務の承継）

2 組合は、この規約の施行の日の前日をもって解散する香取市東庄町清掃組合の事務を承継する。

附 則（平成22年1月28日千葉県市指令第2098号）

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月12日千葉県市指令第1380号）

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日千葉県市指令第3615号）

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月1日千葉県市指令第2057号）

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

（適用除外）

2 改正後の香取広域市町村圏事務組合第4条第5号の規定は、この規約の施工の際現に匝瑳市ほか二町環境衛生組合が設置及び管理している一般廃棄物最終処分場及び関係施設には、適用しない。

別表（第4条関係）

共同処理する事務	共同処理する市町名
第4条第1号から第6号に掲げる事務	香取市、神崎町、多古町、東庄町
第4条第7号から第8号に掲げる事務	香取市、神崎町、東庄町
第4条第9号に掲げる事務	香取市、多古町、東庄町
第4条第10号から第11号に掲げる事務	香取市、東庄町